

## 令和 6 年度 盛岡広域観光 P R 動画制作業務 業務仕様書

この業務仕様書（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する令和 6 年度 盛岡広域観光 P R 動画制作業務（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとするもの（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

## 1 本業務の概要

### (1) 目的

酒造会社が集積する盛岡広域エリア（※）において、地域特性を訴求するコンテンツである地域資源の酒類を活かした酒蔵ツーリズムを一層推進し、地域の酒造り文化を中心に食や歴史・文化等の多彩な魅力を紹介するため、以下により観光 P R 動画を制作し、様々な媒体を通じて広く情報発信することによって県内外をはじめ海外からの観光客の誘客と消費拡大を促進し、地域経済の活性化を図る。

※ 盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町及び矢巾町

### (2) 業務名

令和 6 年度 盛岡広域観光 P R 動画制作業務

### (3) 委託期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 14 日まで

### (4) 委託料の上限

2,000,000 円（税込）

## 2 業務内容

### (1) 観光 P R 動画の制作

盛岡広域エリアを中心とした酒造り文化に、食や歴史・文化等の観光資源を盛り込んだオリジナリティのある動画を制作すること。

#### ア 動画のイメージ

(ア) テーマ（例）「盛岡広域エリアの豊かな自然と水の恵みが生み出した酒文化」

#### (イ) 構成

- ・ 盛岡広域エリアの食や観光スポットの紹介（既存データの活用可）
- ・ 管内の日本酒 9 酒蔵の紹介（要取材。各酒蔵の歴史、新酒が誕生するまでのストーリーを展開）
- ・ 各酒蔵を巡る街歩きの魅力を紹介（要取材。地域に息づく宝石的スポットに光を当てて）

#### (ウ) 仕様

- ・ 本編 7 分（通年での活用を想定）
- ・ 短編（ショートバージョン）1 分（J R 東日本秋季観光キャンペーン及び「いわて酒の宴 2024in もりおか」のプロモーションのほか、通年での活用を想定）
- ・ 音声は日本語とし、英語及び中国語（繁体字）による翻訳テロップを挿入してインバウンドに対応したものとする。

- ・ 酒蔵を案内する著名人の出演等により、注目度、話題性及び独自性のある映像となるよう工夫すること。

#### イ 留意事項

- ・ 受託者は、本業務の目的を達成するため、仕様書に記載する業務内容のすべてを企画・実施すること。
- ・ 受託者は、本業務の進行過程を含む納品までのスケジュール等を明らかにした事業計画書を作成し、県の承認を得ること。
- ・ 県と協議のうえ業務の詳細を決定し、逐次、県にその進捗状況を報告すること。
- ・ 業務完了後、速やかに委託業務完了報告書を作成し、県に提出すること。
- ・ 酒造会社や出演者等の関係者との調整、許諾等に要する一切の業務を含むこと。
- ・ 本業務に係る経費（キャストینگ費、機材調達費、交通費、宿泊費、車両費、コーディネート費、撮影許可取得に要する経費、各種データ使用に関する経費等）の一切を委託料に含むものであること。

### 3 契約に関する条件等

#### (1) 再委託の制限等

- ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託する場合には、事前に再委託先（商号又は名称）及び再委託しようとする業務の内容等の必要事項を県に報告しなければならない。

#### (2) 業務の履行に係る関係人に対する措置要求

- ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置を取るべきことを請求することができる。
- イ 県は、上記(1)のイにより再委託を受けた者が本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置を取るべきことを請求することができる。
- ウ 受託者は、ア又はイによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じるとともに、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して書面により通知しなければならない。

#### (3) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知りえた情報を機密情報として取扱い、目的外の利用、第三者に開示・漏洩してはならない。また、契約終了後も同様とする。

#### (4) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行するうえで個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号）を遵守しなければならない。